

国語分科会漢字小委員会における今期の審議について（平成19年2月2日）

以下は、漢字小委員会における今期の審議内容をまとめたものである。

I 総合的な漢字政策の在り方について

1 情報化社会と漢字使用との関係

(1) 情報機器の普及と漢字使用

情報機器の普及によって、書記環境は大きく変わったが、読む行為 자체は情報機器の普及によっても基本的に変わっていない。別の言い方をすれば、情報機器は「書く行為」を支援する機器であって、「読む行為」については、基本的にこれを支援するものではない。情報機器が普及し、その使用が一般化した時代の漢字使用の特質は、この点と密接にかかわるものである。その意味で、情報化時代においては、これまで以上に「読み手」に配慮した「書き手」になることが求められる。情報化時代と言われる現在は、これまでと比較して、情報量が圧倒的に増えているということからも、この考え方の重要性は了解されよう。

(2) 漢字政策の定期的な見直し

現代のような変化の激しい時代にあっては、「言葉に関する施策」についても定期的な見直しが必要である。特に漢字表のように、現在進行しつつある書記環境の変化と密接にかかわる国語施策についてはそうである。今後、定期的に漢字表の見直しをし、必要があれば改定していくといった考え方も不可欠である。念のために言えば、見直した結果、改定しないという選択肢は常にある。この意味で、定期的・計画的な漢字使用の実態調査を実施していくことが極めて重要である。

2 今後の漢字使用の在り方

(1) JIS漢字についての考え方

JIS漢字との関係については、下記の認識を継承し、情報機器に搭載されている漢字を使いこなすという観点から、分かりやすい日本語表記の在り方に「国語施策としての漢字表」が不可欠であるという考え方を基本認識とする。

表外漢字字体表に示された認識

ワープロ等に搭載されているJIS漢字は、第1水準、第2水準合わせて6355字あり、常用漢字表に掲げる1945字の3倍強となっている。ワープロ等の普及によって、これら多数の漢字が簡単に打ち出せるようになった現在、常用漢字表の存在意義がなくなったのではないかという見方もある。

しかし、このことは一般的な社会生活における漢字使用の目安を定めている常用漢字表の意義を損なうものではない。むしろ、簡単に漢字が打ち出されることによって漢字の多用化傾向が強まる中では、「一般的な社会生活で用いる場合の、効率的で共通性の高い漢字を収め、分かりやすく通じやすい文章を書き表すための漢字使用の目安（「常用漢字表」答申前文）」となる常用漢字表の意義は、かえって高まっていると考えるべきである。

(2) 人名用漢字についての考え方

人名用漢字との関係については、平成16年9月27日付けの改正によって、人名

用漢字が大幅に増えたが、その中にはおよそ名前にはふさわしくないと思われる漢字がかなり含まれており、また「廳（庁）」のような、常用漢字の旧字体までも人名用漢字とされたところであるが、適切な漢字を使用していくという考え方を一般に普及していくことが望まれる。具体的には、「子の名」というものは、その社会性の上からみて、常用平易な文字を選んでつけることが、その子の将来のためであるということは、社会通念として常識的に了解されることであろう（国語審議会、昭和27）」という認識を基本的に継承し、

- ① 「文化の継承」「命名の自由」という観点を踏まえつつも、読みやすく分かりやすい漢字を選ぶ
 - ② その漢字の本来の意味を十分に踏まえた上で、ふさわしい漢字を選ぶ
- という考え方を世の中に普及していくことが求められる。

（3）固有名詞についての考え方

固有名詞用の漢字表を作成するのは困難であるので、固有名詞における漢字使用の基本的な考え方をまとめ、それを新常用漢字表（仮称）の前文中や附則事項の中などに示すこととする。基本的な考え方をまとめる場合、新たに名前を付ける場合の参考にしてもらうという観点から、以下の項目の具体化を検討する。

- ① これまで明示されてこなかった＜国語的な視点＞からの参考情報（「名付けの考え方」や「ふさわしい漢字の選び方」など）の提示
 - 常識的な名前の推奨。熟字訓的な読みの扱い
 - 固有名詞用の音訓を新常用漢字表の音訓欄に示すことは考えられないか
 - 歴史上由緒のある地名を尊重していくという考え方の明示
- ② 「一般の漢字使用」と「個人の漢字使用」の場合の使用字体の考え方
 - 「公共性の高い、一般の文書等における使用字体」と「個人的な文書等における使用字体」の考え方を整理し、一般の漢字使用においては「1字種1字体」が基本であることを確認
 - 新地名を付ける場合の採用字体の考え方（一般的の漢字使用に準じる）

II 常用漢字表の見直しについて

1 国語施策としての漢字表の必要性の有無

（1）漢字表作成の意義

現在の常用漢字表は、「法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示すもの」とされている。

このような目安としての漢字表があることによって、国民の言語生活を円滑化し、漢字習得の目標が明確になるというプラス面が認められる。言語生活の円滑化とは、漢字表に従った表記をすることによって、文字言語による伝達を分かりやすく効率的にすることができるということである。また同時に、表現そのものの平易化に寄与しているということでもある。このことは、逆に＜漢字使用の目安としての漢字表＞がなかった場合を考えてみれば、明らかはずである。

以上のことから、国語分科会においては、国語施策としての漢字表は今後とも必要不可欠のものであると判断した。

（2）常用漢字表の改定の必要性

改定が必要かどうかについては、

- ①言語内の変化に基づくもの（「常用漢字表」制定から既に25年経過）
- ②言語外の変化に基づくもの（情報機器の普及による書記環境の劇的変化）
- ③新聞・放送各社における漢字使用の変化（使用漢字の増大と各社のばらつき）

の3点から検討し、現行の常用漢字表の改定が必要であると判断した。情報化の進展が著しい現在、情報機器の普及を全く想定せずに作成されている常用漢字表については、やはり情報化時代における「漢字使用の目安」という観点からの改定の必要性が認められる。

2 新常用漢字表（仮称）における固有名詞の扱い

新常用漢字表の中に直接、固有名詞（主に人名・地名）用の漢字を取り込むことは、一般用の漢字と、固有名詞に用いられる漢字との性格の違いから難しい。したがって、これまでどおり漢字表の「適用範囲」からは除外し、対象外とする。

対象外とする理由は上記のように、両者の性格の違いからということであるが、もう少し具体的に述べれば、使用字種及び使用字体の多様性ということである。固有名詞にだけ使われるという「字種や字体」はかなり多いのが実情である。

ただし、一般の漢字使用における固有名詞表記の重要性を踏まえて、固有名詞についての基本的な考え方については記述することとする。

3 新常用漢字表（仮称）の基本的な性格

（1）「準常用漢字（仮称）」の設定

準常用漢字の設定に関しては、新常用漢字表の字数を検討していく過程で、その総字数との関係で、改めて考えていくべき課題とする。すなわち、総字数がかなり多くなれば、準常用漢字の設定を検討することとする。この場合の準常用漢字とは、基本的に常用漢字に準じるものとして、以下の（2）で述べる「読めるだけでいい漢字」のことを指している。

（2）「A：読めるだけでいい漢字」と「B：読めて書ける漢字」についての考え方

基本的に、「①読める」「②分かる」「③書ける」という三つの要素で考えていく。したがって、Aは①と②の条件を満たすもの、Bは①、②、③の条件を満たすものと考える。漢字習得の基本は、①、②、③のすべての条件を満たすことであるが、漢字が使えるためには、最低でも、①と②の条件を満たす必要がある。

（3）字種の選定

基本的に一般社会においてよく使われている漢字（出現頻度数の高い漢字）を選定していく。この場合、最初に3,000字～3,500字程度の漢字集合を特定し、そこから絞り込むという作業過程を考えていくこととする。この過程では、以下の①を基本として、②以下の項目について配慮する（単に個別漢字の頻度分布だけでなく、様々な要素を総合的に勘案して、選定していく）。

- ①教育等の様々な要素はいったん外して、とにかく日常生活でよく使われている漢字を漢字出現頻度数調査によって機械的に選ぶ
- ②固有名詞専用字ということで、これまで外されてきた「阪」や「岡」についても、出現頻度数が高ければ、今回は最初から排除はしない
- ③出現頻度数が低くても、文化の継承という観点等から<読めることが望ましいと思われる漢字>については拾っていくことを考える
- ④漢字習得の観点から、漢字の構成要素を知るための基本となる漢字を選定することも考える。

③の漢字の一部を「特別漢字（仮称）」（=出現頻度数は低くとも、日常生活に必要な漢字）として位置付けるかどうかについては、今後の課題とする。また、字種の選定については、以下の常用漢字表の選定基準を参考とする。

常用漢字表の答申前文

字種や音訓の選定に当たっては、語や文を書き表すという観点から、現代の国語で使用されている字種や音訓の実態に基づいて総合的に判断した。主な考え方は次のとおりである。

- 1 使用度や機能度（特に造語力）の高いものを取り上げる。なお、使用分野の広さも参考にする。
- 2 使用度や機能度がさほど高くなくても、概念の表現という点から考えた場合に、仮名書きでは分かりにくく、特に必要と思われるものは取り上げる。
- 3 地名・人名など、主として固有名詞として用いられるものは取り上げない。（⇒※上記②）

- 4 感動詞・助動詞・助詞のためのものは取り上げない。
- 5 代名詞・副詞・接続詞のためのものは広く使用されるものを取り上げる。
- 6 異字同訓はなるべく避けるが、漢字の使い分けのできるもの及び漢字で書く習慣の強いものは取り上げる。
- 7 いわゆる当て字や熟字訓のうち、慣用の久しいものは取り上げる。
なお、当用漢字表に掲げてある字種は、各方面への影響も考慮して、すべて取り上げた。

III 今後更に検討すべき課題等

ア) 音訓の入替えの問題

例えば、日常生活でよく使われている「応（こた）える」、「関（かか）わる」、「育（はぐく）む」等を採用し、現在余り使われていないような音訓を外すことに対するかどうか。また、常用漢字表の付表に挙げられている熟字訓等の妥当性についても検討するかどうか。

イ) 採用字体の問題

通用字体（常用漢字表）と印刷標準字体（表外漢字字体表）との関係等

ウ) 手書き字形との関係

常用漢字表「前書き」にある「(付) 字体についての解説」中の「第2 明朝体活字と筆写の楷書との関係について」を参考とする。

エ) 学校教育における漢字指導との関係

基本的に、以下の常用漢字表の考え方を継承する。

常用漢字表の答申前文

常用漢字表は、その性格で述べたとおり、一般の社会生活における漢字使用の目安として作成したものであるが、学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。

なお、義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねることとする。

オ) 手書き文字との関係

手書きの重要性を踏まえて、更に以下の点について検討する。

- ①「新常用漢字表（仮称）」の中で考えていくべきこと
- ②「新常用漢字表（仮称）」の外で考えていくべきこと
- ③漢字の習得という観点（①、②ともに）
- ④文化の継承という観点（①、②ともに）
- ⑤上記①～④を踏まえた「手書き文字」の位置付け（理念の整理）

カ) 各種の漢字調査の実施

漢字使用の実態を可能な限り正確に把握するために各種の漢字調査を実施していくこととする。また、その前提として調査の在り方そのものを検討する。